

他市町村の自治基本条例【コミュニティ（自治会等）に関する規定】  
 現在の活動を明文化したもの 区の権限を強化するもの

第5回資料2

市町村名	自治会等の定義	規定内容
越谷市		（地域コミュニティ組織と市民活動団体の役割） 第12条 地域を基盤とした地域コミュニティ組織は、その地域の住民相互の親睦、共通課題の解決等の地域社会の形成に役立つ活動を行い、人間性豊かなまちづくりをすすめます。 2 市民活動団体は、共通の目的や関心を持つ人が広く自主的に参加することによって構成され、その専門性や行動力を発揮して、市民の生活を支えあい、社会の課題解決に取り組み、市民が明るく楽しく生きるためのまちづくりをすすめます。 3 地域コミュニティ組織と市民活動団体は、連携を図り、協力してまちづくりをすすめます。 （地域コミュニティ組織・市民活動団体との協働と活動への支援） 第25条 市長等は、地域コミュニティ組織や市民活動団体との協働によるまちづくりを推進します。 2 市長等は、地域コミュニティ組織や市民活動団体の主体的な公共分野での活動に対し、その活動促進のための支援に努めます。
野洲市	(3) 市民活動 市民が、自らの意志で主体的に行う公益性のある活動をいいます。ただし、主として営利を目的とする活動、宗教に関する活動、政治に関する活動及び選挙に関する活動を除きます。 (4) 自治会 本市の一定の地域に住む人が、自治意識に基づき主体的に組織する団体をいいます。	(市民活動団体の役割) 第9条 市民活動団体は、だれもが気軽に市民活動に参加できるよう、多くの市民にその活動の楽しさとやりがいを伝え、活動の輪を広げます。 (自治会の役割) 第10条 自治会は、地域における自治の主体として、地域のよりよい生活環境の充実に努めます。
田原市	(8) 市民活動団体 市内で活動する地域コミュニティ団体、非営利活動団体、ボランティア団体その他の団体をいう。 (9) 地域コミュニティ団体 次に掲げる団体をいう。 ア 自治会 一定区域の居住者で形成し、相互連絡、意見集約、交流、環境整備、文化伝承、防災、福祉等の活動を行う団体 イ 校区 小学校区域内の自治会で構成し、相互連絡、意見集約、交流等の活動を行う団体 ウ 校区コミュニティ協議会 小学校区域内の市民、自治会及びその他の市民活動団体等で構成し、相互連絡、意見集約、交流等の活動を行う団体	(地域コミュニティ団体の位置付け) 第14条 本市のまちづくりにおいては、地域コミュニティ団体を基礎的な市民活動団体として位置付け、その振興を図るものとする。 (地域コミュニティ団体の責務) 第15条 地域コミュニティ団体は、対象区域の市民等の福利向上を図るため、自主的に地域の課題に対処するものとする。 2 地域コミュニティ団体は、前項の場合において、必要に応じ、他の市民活動団体と協働し、相互理解による信頼の構築及びまちづくりの推進に努めるものとする。 3 地域コミュニティ団体は、対象区域における市民等の参加機会の確保に努めるものとする。 4 地域コミュニティ団体は、市全体のまちづくりの推進に配慮し、行政活動における地域に関わる課題について、対象区域の市民等の意見を把握するように努めるとともに、それらの意見を集約し、代表するものとする。

善通寺市		<p>(地域共同体)</p> <p>第6条 市民は、居住地域を基礎とした多様な人と人とのつながり及び福祉、環境、教育等のまちづくりに関する課題を基礎として形成される人と人とのつながりである地域共同体(コミュニティ)を守り育てるよう努めるものとする。</p> <p>2 地域共同体(コミュニティ)は、次に掲げる活動に自主的かつ主体的に取り組むことにより、まちづくりの担い手となるよう努めるものとする。</p> <p>(1) 市民の自発的なまちづくりの促進及び啓発に関する活動</p> <p>(2) 防災、防火、交通安全等の地域安全に関する活動</p> <p>(3) 道路、河川の清掃等の環境保全に関する活動</p> <p>(4) 保健、医療又は福祉の増進に関する活動</p> <p>(5) 社会教育の推進に関する活動</p> <p>(6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興に関する活動</p> <p>(7) その他まちづくりに有効であると認められる活動</p>
和泉市 (案)	<p>(3) コミュニティ 互いに助け合い、心豊かな生活を送るため、地域や共通の関心によってつながった連帯性を持つ、自主性と責任を持った市民で構成される地域社会の多様な集団及び組織であって、公共性のある活動を行うものをいいます。</p>	<p>(コミュニティ)</p> <p>第16条 私たち市民は、防犯、防災、福祉などの地域社会における課題を解決し、豊かな地域社会を実現するために、コミュニティが果たす役割を認識し、コミュニティを守り育てるよう、一人一人ができることを行うものとします。</p> <p>2 私たち市民は、災害時等に助け合うことができるよう、日頃から情報を共有し、連携体制を築くよう努めるものとします。</p> <p>3 私たち市民は、互いに連携・協働し、将来を担う子どもが地域の中で健やかに成長する環境を確保するよう努めるものとします。</p> <p>4 私たち市民は、コミュニティ活動を行うに当たっては、その活動の社会的責任を自覚するとともに、民主的に組織を運営し、地域の活性化に努めるものとします。</p> <p>5 私たち市民は、コミュニティ活動を行うに当たっては、地域の課題を解決するために、他のコミュニティとの情報交換・連携・協働を積極的に行うよう努めるものとします。</p> <p>6 行政は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援することができます。</p>
日吉津村	<p>(7) コミュニティ 地域の課題解決に向けて、村民が協働して取り組む多様なつながり、組織をいいます。</p> <p>(8) 自治会 集落の全戸加入を原則とし、その地域の運営や住民の親睦の中核を担っている自治組織をいいます。</p>	<p>(コミュニティ)</p> <p>第30条 村民は、地域の中で安心して暮らし続けることができるよう、自主的にコミュニティの活動に参加し、相互に助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとします。</p> <p>2 村民及び村は、地域に根ざしたコミュニティの役割を認識し、その組織や活動を守り、育てるように努めるものとします。</p> <p>(自治会)</p> <p>第31条 自治会は、集落の自治組織として、地域の様々な課題解決に対し総合的な役割を担い、地域の運営や住民の親睦、自治会公民館の管理及び活用などを行なうものとします。</p>

越前市	<p>(4) 市民自治活動 市民が住みよいまちづくりを目指し、自主的に行う多様な公益活動をいいます。</p> <p>(5) 町内会 町、字等の区域を単位とした自治組織をいいます。</p> <p>(6) 地区組織 おおむね小学校の通学区域を単位とした自治組織をいいます。</p>	<p>(地域の自治)</p> <p>第9条 わたしたち市民は、各地域において、その歴史、文化等の地域的特性を生かした豊かなまちづくりを目指し、市と協働して組織的に市民自治活動を行い、地域の振興を図ります。</p> <p>2 わたしたち市民は、町内会又は地区組織における活動を通して、安全で安心な住みよいまちづくりの実現に努めます。</p> <p>3 町内会その他の地域の振興を図る組織の代表者は、その構成員の意思を尊重し、意見を取りまとめ、市との協働を円滑に図るよう努めます。</p> <p>(市民自治活動の支援)</p> <p>第10条 市は、市民自治活動が果たす役割及び重要性を認識し、その活動を守り育てるよう努めるものとします。</p> <p>2 市は、市民自治活動の自主性及び自立性を尊重し、市民との相互理解を深め、信頼関係を築くよう努めるものとします。</p> <p>3 市は、その行政活動のうち、市民自治活動の特性を生かすことがより効果的であると判断される分野については、積極的に協働の機会を拡充するよう努めるものとします。</p> <p>4 市は、市民自治活動を促進するため、情報の提供、相談、専門家の派遣その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとします。</p>
駒ヶ根市	<p>(3) 自治組織 区、自治組合及びこれに類する地縁により構成された団体をいいます。</p> <p>(4) 市民団体等 公共的かつ公益的な活動(政治活動、宗教活動等を除きます。)を行う営利を目的としない団体をいいます。</p> <p>(5) 市民活動 市民団体等による活動をいいます。</p> <p>(6) 地域自治 自治組織の活動を通じて、豊かな地域社会を実現することをいいます。</p> <p>(7) 市民自治 市民活動を通じて、豊かな地域社会を実現することをいいます。</p> <p>住民自治 地域自治及び市民自治の総体をいいます。</p>	<p>(自治組織の意義及び地域住民の責務)</p> <p>第9条 市民は、互いに助け合い、地域の課題に自ら取り組むことで、心豊かに安心して暮らせる生活環境を築いている自治組織の意義を認識し、尊重します。</p> <p>2 市民は、全員が自治組織に加入し、自治組織を通じて行動することで、地域の一員としてその責務を果たしていくことに努めるものとします。</p> <p>3 自治組織に加入することができない特別な事情がある場合は、自治組織に加入した場合に準じて、地域における負担を分任し、地域で生活していくうえで責任ある行動に努めるものとします。</p> <p>4 市は、自治組織の自主性及び自立性を尊重し、協働してまちづくりを進めるものとします。</p> <p>(自治組織の活性化)</p> <p>第10条 自治組織は、時代の変化による住民の生活様式及び価値観の多様化等を認識し、地域自治を推進するためにふさわしい運営をするとともに地域内の住民全員が加入できる組織づくりに努めます。</p> <p>2 自治組織は、自らの役割及び活動に関し、地域住民の理解を得るように努めるとともに、地域づくりのための活動を通じて地域自治意識の高揚に努めます。</p> <p>3 区の代表者により組織される区長会は、地域自治を総合的に推進するための組織であって、市民は、その活動を理解し、協力します。</p> <p>4 事業者は、この条例の趣旨を理解し、自治組織への加入の促進に協力するよう努めるとともに、地域社会の一員として自治組織の活動に協力するよう努めるものとします。</p> <p>5 市は、自治組織及び区長会並びに事業者と連携・協力し、自治組織の活性化に努めるものとします。</p> <p>(地域づくりの推進)</p> <p>第11条 市は、区長会及び自治組織等と連携・協力し、地域づくりを推進します。</p>

区の権限を強化するもの      新しい組織をつくり権限を委譲するもの

<p>生駒市</p>		<p>(市民自治の定義)                  第40条 市民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動を行う。                  2 市民自治活動の主体は、自治会、ボランティア、N P O等の市民活動団体及び事業者をいい、これには個人も含まれるものとする。</p> <p>(市民自治に関する市民の役割)                  第41条 市民は、市民自治活動の重要性を認識し、自ら市民自治活動に参加するよう努めなければならない。                  2 市民は、市民自治活動を行う団体等を支援するよう努めなければならない。</p> <p>(市民自治に関する自治体の役割)                  第42条 市は、市民が自主的かつ主体的に行う市民自治活動を尊重しなければならない。                  2 市は、自治会、ボランティア、N P O等の市民活動団体が行う非営利、非宗教及び非政治の市民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援するものとする。</p> <p>(市民自治協議会等)                  第43条 市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域において、自治会、N P O等の多様な主体で構成される市民自治活動を行う組織(以下「市民自治協議会」という。)を設置することができる。                  2 市民自治協議会は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら市民自治活動を行うものとする。                  3 市は、市民自治協議会の活動に対して必要な支援を行うことができる。                  4 市は、各種計画の策定及び政策形成に当たっては、市民自治協議会の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。                  5 市は、市民自治協議会の意向により、事務事業の一部を当該市民自治協議会に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。                  6 前各項に関することは、別に定める。</p>
<p>名張市</p>		<p>(コミュニティ活動)                  第33条 市民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に区、自治会等の基礎的なコミュニティの活動に参加し、交流しながら、相互に助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとする。                  2 市は、区、自治会等の果たす役割を尊重し、その活動を振興するために必要な施策を講じなければならない。</p> <p>(地域づくり)                  第34条 市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域においてコミュニティ活動を行う組織として、別に条例で定めるところにより、地域づくり組織を設置することができる。                  2 地域づくり組織は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら地域づくりを行うものとする。                  3 市は、地域づくりの活動に対して必要な支援を行うことができる。                  4 市は、各種計画の策定や政策形成に当たっては、地域づくり組織の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。                  5 市は、地域づくり組織の意向により、事務事業の一部を当該組織に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。</p>

愛川町		<p>(まちづくり推進団体)</p> <p>第29条 町は、推進地区その他一定の地区を対象として、自主的なまちづくりを行うことを目的とした団体又は個人で、当該団体又は個人の活動が、当該地区内に住所を有する年齢満20年以上の町民、土地又は建築物の所有者及び事務所又は事業所の経営者の3分の2以上の同意を得ていると認められるものを、まちづくり推進団体(以下「推進団体」という。)として登録することができる。</p> <p>2 前項の規定により登録しようとする団体又は個人は、町長に申請しなければならない。</p> <p>(まちづくり協定の締結)</p> <p>第30条 町及び推進団体は、一定の地区のまちづくりを推進するため、区域を定めて、まちづくりに関する協定(以下「協定」という。)を締結することができる。</p> <p>2 町は、前項の協定を締結したときは、その内容を速やかに公表しなければならない。</p> <p>3 前項の規定は、協定を変更し、又は廃止する場合について準用する。</p> <p>(協定の遵守)</p> <p>第31条 前条の規定により締結された協定に係る区域(以下「協定区域」という。)において、まちづくりを行うものは、当該協定の内容に従い、実施しなければならない。</p> <p>2 町は、協定区域において、まちづくりを行うものに対して、当該協定を遵守するよう指導しなければならない。</p> <p>(まちづくり支援)</p> <p>第32条 町は、まちづくりに対する町民等の自主的な活動を促進するため、推進団体に対し、まちづくりの専門家の派遣その他必要な支援を行うことができる</p>
朝来市		<p>(コミュニティの形成)</p> <p>第14条 市民、市議会及び市長等は、基礎的なコミュニティの役割を認識し、守り、育てるよう努めるものとする。</p> <p>(地域自治協議会の設立)</p> <p>第15条 一定のまとまりのある地域内の市民は、その地域内において、多様な主体で構成された一つの自治組織(以下「地域自治協議会」という。)を設立することができる。</p> <p>2 前項の地域自治協議会は、次の各号の要件を満たさなければならない。</p> <p>(1)地域の総意が反映され、民主的で透明性を持ち、地域内の誰もが希望に応じて運営に参加できること。</p> <p>(2)地域の課題を共有し、その解決に向けて地域自治協議会が取り組む地域のまちづくり目標、活動方針等を定めた地域まちづくり計画を策定すること。</p> <p>(まちづくり活動への支援)</p> <p>第16条 市民は、安心して暮らせる住みよい地域を実現するため、互いに助け合い、地域の課題を共有し、その解決に向けて自ら行動するよう努めるものとする。</p> <p>2 市長等は、前項の自発的な活動を促進するために、前条に規定する地域自治協議会及びその他のまちづくり活動を行う団体等に対して必要な支援を行うことができる。</p>

## 他市町村の自治基本条例【事業者の権利・責務・役割】

市町村名	事業者の定義	事業者の権利	事業者の責務・役割
飯田市	(3) 事業者 市内で、事業を営む個人及び法人その他の団体をいいます。		(事業者の役割) 第10条 事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図るとともに、従業員の行う地域活動にも配慮し、まちづくりに寄与するものとしします。
四日市市	(3) 事業者 本市の区域内に事業所、営業所その他の施設を設置し、事業活動を行うものをいいます。		4 事業者は、市民自治の実現に協力するとともに、その従業員たる市民が前条に規定する権利を行使しようとするときは、可能な限り便宜を図るよう努めるものとしします。
豊島区	(3) 事業者等 区内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいう。		(事業者等の役割) 第9条 事業者等は、地域社会にかかわる多様な主体の一員として、区民と協働し、まちづくりに参加することができる。 2 事業者等は、地域環境に配慮するとともに、地域社会と協調し、その発展に寄与するよう努めなければならない。
札幌市			(事業者の責務) 第9条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。
野洲市	(2) 事業者 市内で事業を営む企業及び事業所をいいます。		(事業者の役割) 第11条 事業者は、地域社会への貢献などの社会的責任を果たします。
岸和田市	(2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。	(事業者の権利) 第6条 事業者は、自己の責任において的確に判断できるよう、市政に関する情報を知る権利を有する。 2 前項に規定する事業者の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、事業者は、権利の行使に際しては不当に差別的な扱いを受けない。	(事業者の責務) 第7条 事業者は、事業活動を行うに当たり、自然環境及び生活環境に配慮するよう努める。 2 事業者は、社会的な役割を自覚し、市民及び市と協働しながら地域との調和を図るよう努める。
文京区	六 事業者 区内において事業活動を行うものをいう。	(事業者の権利) 第14条 事業者は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有する。 2 事業者は、地域の課題を解決するための活動に関する情報を求めることができる。	(事業者の責務) 第15条 事業者は、協働・協治に関する理解を深め、地域において他の主体と対話し、協働に努める。 2 事業者は、その社会的責任に基づいて事業活動を推進する責務を有する。

## 他市町村の自治基本条例【議会・議員の責務・役割】

市町村名	議会・議員の責務・役割
飯田市	<p>(市議会の責務)</p> <p>第22条 市議会は、市民の代表機関として、市という団体の意思決定機関であり、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより議決の権限を行使し、市民の意思が的確に反映されるよう活動します。</p> <p>2 市議会は、市の執行機関の活動を監視、評価することにより、適正な行政運営の確保に努めます。</p> <p>3 市議会は、政策の立案、提言の内容の充実を図るための調査研究活動に努めます。</p> <p>(開かれた議会運営)</p> <p>第23条 市議会は、市議会が保有する情報を公開するとともに、会議及び委員会等を公開し、並びに議会活動について市民に説明することにより、市民との情報の共有に努めます。</p> <p>2 市議会は、市民の意見を聞くため議会活動への市民参加を推進し、市民に開かれた議会運営に努めます。</p> <p>(市議会議長の責務)</p> <p>第24条 市議会議長は、市議会を代表し、公正中立に職務を遂行するとともに、円滑かつ効率的な議会運営を図るよう努めます。</p> <p>2 市議会議長は、市議会に関する事務を統一的に処理するため、議会事務局の職員を適切に指揮監督し、職員の能力の向上を図るよう努めます。</p> <p>(市議会議員の責務)</p> <p>第25条 市議会議員は、市民の意向把握や情報収集に努め、市民全体の利益を優先して政策提言を行います。</p> <p>2 市議会議員は、政治倫理の確立に努め、公正かつ誠実に責務を遂行し、市民の負託にこたえます。</p> <p>3 市議会議員は、市議会の役割及び責務を自覚し、その誠実な遂行のため自己研鑽に努めます。</p> <p>(政策の調査、審議のための機関)</p> <p>第26条 市議会は、政策の調査、立案のために必要な専門的事項に係る調査、審議を、学識経験を有する者等に求めることができます。</p> <p>2 市議会は、前項の学識経験を有する者等の指定に当たっては、市民の多様な意見が反映されるようにします。</p> <p>(市議会事務局職員の責務)</p> <p>第27条 市議会事務局職員は、市議会の持つ権能が十分発揮されるよう、全力をあげて市議会の活動を補佐します。</p> <p>2 市議会事務局職員は、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努めます。</p>
豊中市	<p>(市議会の権限等)</p> <p>第6条 市議会は、市民の代表による意思決定機関として、市の政策形成並びに市政運営の監視及びけん制に係る機能を果たすものとする。</p> <p>2 市議会は、条例の制定及び改廃，予算，決算の認定等の議決並びに市の事務に関する検査及び監査の請求等の権限を有する。</p> <p>(市議会の責務)</p> <p>第7条 市議会は、市民意思の反映を図るため、前条第2項に規定する権限を効果的に行使するよう努めなければならない。</p> <p>2 市議会は、市民への説明責任を果たすため、積極的な情報提供その他の施策により開かれた議会運営に努めなければならない。</p> <p>(市議会議員の責務)</p> <p>第8条 市議会議員は、市民の代表として、前2条に規定する市議会の権限等及び責務がより良く果たされるよう、誠実に職務を遂行するとともに、自ら審議能力の向上を図るよう努めなければならない。</p>

三鷹市	<p>(市議会の役割、責務等)</p> <p>第7条 市議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定に基づき、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される意思決定機関であり、市民の信託に応えるため、事案の決定、市政の監視及びけん制を行うものとする。</p> <p>2 市議会は、市民への情報提供を積極的に推進するとともに、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 市議会は、前2項の役割、責務等を果たすため、市議会の持つ権能を最大限に発揮して活動するものとする。</p> <p>(市議会の立法活動、調査活動等)</p> <p>第8条 市議会は、議会の活性化に努めるとともに、独自の政策提言及び政策立案の強化を図るため、立法活動、調査活動等を積極的に行うものとする。</p>
大和市	<p>(市議会の責務)</p> <p>第13条 市議会は、自治の基本理念にのっとり、その権限を行使し、自治を推進しなければならない。</p> <p>2 市議会は、市民に対して、開かれた議会運営を行い、説明し、及び応答する責務を有する。</p> <p>3 市議会は、保有する個人情報と保護し、及び保有する情報を原則として公開しなければならない。</p> <p>(市議会議員の責務)</p> <p>第14条 市議会議員は、自治の基本理念にのっとり、市議会が前条に規定する事項を実現するよう、誠実に職務を執行しなければならない。</p>
札幌市	<p>(議会の役割及び責務)</p> <p>第10条 議会は、本市の意思を決定する機関として、及び執行機関を監視する機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、政策の形成に反映させるものとする。</p> <p>3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、参考人制度等により広く専門家等の知見を生かすよう努めるものとする。</p> <p>(市民に開かれた議会)</p> <p>第11条 議会は、十分な討論により市政における争点を明らかにするとともに、審議に関する情報を公開することなどにより、開かれた議会運営に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、議会の活動内容に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けるものとする。</p> <p>(議員の役割及び責務)</p> <p>第12条 議員は、この条例に定める議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。</p> <p>2 議員は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、これを政策形成及び議会の運営に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>3 議員は、調査研究活動等を通じ、議会における審議及び政策立案活動の充実に努めるものとする。</p>
岸和田市	<p>(議会の権能)</p> <p>第8条 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定等を議決するほか、市政に関する事項で別に法令及び条例で定められた事項について議決する。</p> <p>2 議会は、市民の意思が市政に反映され、適正に市政運営が行われているかを監視し、けん制する権能を果たさなければならない。</p> <p>(議会の責務)</p> <p>第9条 議会は、会議を公開するとともに、議会の保有する情報を市民と共有し、開かれた議会運営に努める。</p> <p>2 議会は、自らの権能と責務に関する基本的な条例を定め、市民に対し、議会の役割を明確にするよう努める。</p> <p>(議員の責務)</p> <p>第10条 議員は、議会活動に関する情報、市政の状況等について、市民に対して説明するよう努める。</p> <p>2 議員は、市政調査、議案提出等の権能を積極的に活用するよう努める。</p> <p>3 議員は、市民福祉の向上のため、第8条に規定する議会の権能を踏まえ、前条に規定する議会の責務及び前2項に規定する議員の責務を果たすよう努める。</p>

## 他市町村の自治基本条例【市（執行機関）・責務・役割】

市町村名	市（執行機関）の定義	市（執行機関）の責務・役割
飯田市	<p>(4) 市 市議会及び市の執行機関で構成する地方公共団体をいいます。</p> <p>(5) 市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。</p>	<p>(市長の責務)</p> <p>第28条 市長は、市の代表者として公正かつ誠実に市政を運営します。</p> <p>2 市長は、自治の基本原則に基づき、市の計画及び政策の策定、実施、評価等を行います。</p> <p>(市の執行機関の責務)</p> <p>第29条 市の執行機関は、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく事務を適正に管理、執行します。</p> <p>2 市長は、財政状況を市民にわかりやすく公表するように努めます。</p> <p>(市の執行機関の職員の責務)</p> <p>第34条 市の執行機関の職員は、全体の奉仕者として、公平、公正かつ誠実に、全力をあげて職務を遂行します。</p> <p>2 市の執行機関の職員は、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努めます。</p>
大和市	<p>(2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</p> <p>(3) 市 住民、市議会及び執行機関によって構成され、市民に対して地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う自治体をいう。</p>	<p>(市長の責務)</p> <p>第15条 市長は、この条例を遵守し、自治を推進しなければならない。</p> <p>2 市長は、執行機関の政策形成等が、第2章に定める自治の基本原則に従い推進されるよう調整しなければならない。</p> <p>3 市長は、効率的な行政運営に努めなければならない。</p> <p>4 市長は、市職員の能力向上に努めなければならない。</p> <p>(市職員の責務)</p> <p>第16条 市職員は、市民全体のために働く者として、この条例を遵守し、誠実かつ公正に職務の遂行に努めなければならない。</p> <p>2 市職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。</p>
豊田市	<p>2 この条例において「執行機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。</p>	<p>(市長等の責務)</p> <p>第12条 市長は、市の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政を運営します。</p> <p>2 執行機関は、自らの判断と責任において市の事務を誠実に執行するとともに、市政の課題に的確にこたえることができる知識と能力を持った職員の育成を図ります。</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第13条 職員は、市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行します。</p> <p>2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力向上に努めます。</p> <p>3 職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすとともに、共働によるまちづくりの推進に配慮して職務を遂行するものとしします。</p>

野洲市	(5) 市 市長その他本市の執行機関をいいます。	<p>(市長及び市の役割)</p> <p>第13条 市長は、市民の知恵や力をまちづくりに生かし、市民の信託に応え、市政の代表者としてこの条例を遵守します。</p> <p>2 市は、自らの権限と責任において、公正かつ誠実に職務を執行します。</p> <p>(市職員の役割)</p> <p>第14条 市職員は、自らも市民としての役割を果たすとともに、市民との対話、調整及び職務に必要な専門能力を高め、その職責を果たします。</p>
日吉津村	(4) 村 村長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。	<p>(村長の役割と責務)</p> <p>第13条 村長は、村政の代表者として村民の信託に応えて、この条例を遵守し、誠実かつ公正に村政運営にあたらなければなりません。</p> <p>2 村長は、村民の声に十分耳を傾けた上で将来ビジョンを示し、村の行政能力を高めるとともに、村政運営に適切なリーダーシップを発揮しなければなりません。</p> <p>(村長のローカル・マニフェスト)</p> <p>第14条 村長選挙の立候補予定者は、政策の理念と目標を明確にして、達成度について具体的で検証可能な公約(以下「ローカル・マニフェスト」といいます。)を作成するように努めなければなりません。</p> <p>2 村は、立候補予定者がローカル・マニフェストを作成できるよう、その求めに応じて必要な情報提供に努めなければなりません。</p> <p>3 村長は、村民の信託を受けたローカル・マニフェストを村政に反映させるよう努めなければなりません。</p> <p>(村の役割と責務)</p> <p>第15条 村は、村民の福祉の増進を図るため、公平・公正かつ誠実に村政を執行しなければなりません。</p> <p>2 村は、村政の執行に当たっては、最小の経費で最大の効果を上げるよう努めなければなりません。</p> <p>3 村は、村政に関する村民の意見を積極的に把握し、適切に村政に反映するよう努めなければなりません。</p> <p>4 村は、職員と組織の能力が最大限に発揮できるよう、効果的な職員の任用、人材育成及び適正な人員配置に努めなければなりません。</p> <p>5 村は、村民等による自主的な村づくり活動に対し、情報提供や助言に努め、適切な調整及び相談等によりこれを支援します。</p> <p>(組織の構成)</p> <p>第16条 村は、多様化、高度化する村民ニーズに、迅速、的確かつ総合的に対応できる組織づくりに努め、村民に分かりやすいものにしなければなりません。</p> <p>(職員の役割と責務)</p> <p>第17条 職員は、村民の幸せを願い村民生活の向上と村民サービスの充実を目指して、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。</p> <p>2 職員は、職務に必要な知識、技能等の向上に努めなければなりません。</p> <p>3 職員は、自らも地域の一員であることを認識して、村民と協働し、村づくり活動に積極的に参加するよう努めなければなりません。</p>